

三次市教育委員会議案第43号

三次市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

令和3年3月22日

三次市教育委員会教育長 松村 智由

三次市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（案）

三次市教育委員会公印規則（平成16年三次市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「及び経営企画部情報政策課長」を「及び情報政策監情報政策課長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。